#### 海津市まちづくり委員会「第13回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年9月25日(火) 開催場所 海津市役所 海津庁舎 1階 大会議室 分科会委員定数 19名 会 午後1時30分 開 閉 会 午後3時40分 出 席 者 〇分科会委員 公募市民 村 上 碩 也 " 堀 田 義 郎 男 " 伊 藤 幹 弘 " 古 Ш 義 会長 彦 " 古 Ш 邦 芳 満 佐 藤 11 野 津 繁 雄 " 美 憲 " 今 津 ボランティア連絡協議会 下 田 博 暉 海津市自治連合会代表 宮 脇 信幸 総務課 登 菱 田 岐阜経済大学准教授 本 菊 舞 〇事務局 企画政策課 課長 中 島 哲之 " 係長 徳 永 宗 哲 主任 = 藤 健 " 近 井 子 主任 土 敬 " 欠 席 者 公募委員 橋 宗 明 大 " 土 方 隆博 NPO法人まごの手クラブ 中 副会長 田

由美子 NPO法人良縁の会ひまわり 櫻 木 徳 子 女性人材リスト Ш 春 代 石

> NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田 森 秀和 NPO法人ゆうゆうアテンダント 藤 田重紀

#### 会議次第

- 1. あいさつ
- 2. 自由討議(1.各骨子案について)
- 3. 講評
- 4. 事務連絡

#### 事 務 局

みなさんこんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

これより、海津市まちづくり委員会「第13回自治基本条例策定 分科会」を開催させていただきます。

古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。

#### 会 長

(あいさつ)

# 事 務 局

ありがとうございました。

さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。

それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

## 会 長

それでは次第に基づき進めさせていただきます。

次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。

#### 事 務 局

今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、これまで検討してまいりました自治基本条例について、現在どの程度まで作業が進んでいるかを確認し、検討漏れなどを点検し、今後どのような項目の検討が必要になるか、及び項目の内容について討議していただきます。

事前に事務局から各骨子案のまとめと、参考資料として各項目を市民・行政・議会の関係で整理したもの、各原則で整理したものを配布させていただきました。

なお今回から、総務課菱田課長補佐をアドバイザーとしてお願い いたしますので、ご了解願います。

では自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。

# 会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。

ないようですので、自由討議をはじめさせていただきます。 進行は菊本先生からお願いします。

(討議)

#### 菊本委員

それではそれぞれ発表をお願いします。

#### Aグルー

2枚の自治基本条例分科会 各骨子案のまとめから2番の定義の

プ A 委員 部分で、3番目市民自治協議会のところでいろいろと意見が出ての問題で、市民自治協議会にするのか、どう捉える会をといるのも当治協議会にするのか、それとも今の自治協議会に組み替えるのかな想定が考えらく協議する必要に基本条例に基本条例によいのではは、これが3枚目の「市民協議会のできなが立ちは、自治協議会ですが協議会には私は平田ですがは、自治協議会が立ちあがると、例えば私は平田ですが協議会が立ちあがると、例えば私は平田ですが協議会が立ちあがると、例えば私は平田ですが協議会が立ちあがが立ち上げた場合に部分の文章の作り方、考にが出る可能性があります。この部分の文章の作り方、考いが出る可能性があります。この部分の文章の作り方、考に、かりによりと、

それに関連しまして、先ほどの3枚目11番から13番、市民自治協議会の設立要綱とかこの辺りは市民自治協議会の捉え方を助したからいかないと難しいのと、13番の財とまとめてからいかないと難しいの自治会を解してなっておりますが、今の自治会を解してからは一条ということになっておりますがいのか、財政はつきるにも市から出ておかさいのかとがあるがはない場合にもいるのはないがようにはであるのかとのではない場合にもいるのはでの動き、この自治協議会を目的別の協議する必要があるのではないかと思います。

その次の「基本原則」、市民自治の原則、先ほど個人の意見どうするのか、個人の意見を自治会に出して自治会から上へ上げていく、そういう形になっておりますが、実際に個人の意見の市民自治、まちづくりの基本であるというところで、個人の意見をそのまま受け入れる場所をどう捉えるのか、例えば市のどこかの窓口がそういう役割をするのか、それをこの自治基本条例の問題として文章化するには今は受動ですがこちらから能動的に向かっていった場合の文章作りが出来てないので、どのようにしていったらいいのかが一つ出ました。個人というところが問題です、

それから「市民の権利」「市長の責務」この辺りはいろいろ出ておりますが、2枚目めくって事務局案で「市長は、市民の信託に応え~」という文章がありますが、このようなものだろうと思います。実際、市長は自分のマニフェストをしっかり発表してやっていく、もし失敗したらどうするのというのは文章に書けないからこのような形で「市長の責務」ということでいけばいいんじゃないかと思います。

あと「職員の責務」に関しても第8回分科会のところで6項目ほど事務局案が出ておりますが、文章としてはこれでいいと思いま

す。あとは言葉使いをもう少しどうするのか、それは実際に出来上がったときに推敲していけばいいのかなと思います。

7番目に「議会の基本的な役割」ですが、議会に関しては、議会の情報公開をどういう風に文章にするのか、もう一つは議員の責務も重なっていくんですが、議員さんに関してはそれぞれ市民の代表ということで出ておみえになりますので、議員さんがダメな場合はそれぞれの応援している市民が次の選挙のときはバツをうちますので、現在ここに書いてありますような事務局案であたりさわりなく議員さんを応援する、このような形でいいんじゃないかと思います。

あと細かい部分に関しましては、文字の問題、言葉使いの問題そのものは一字一句検討する必要はありますが、今のところはそこまで話はしていません。

それから市民自治協議会の考え方・捉え方をしっかり検討して文章化していかないと、先ほど言いましたように自治連合会とのバッティングとか地域同士のバッティングとか、いろんなことが発生してくると思いますので、このあたりを検討して文章化していく必要があるじゃではないかと思います。そこに8割方時間を費やしたので、他のところは時間を流したような状況です。以上です。

#### 菊本委員

ありがとうございました。 では、こちらのグループお願いします。

# B グルー プ B 委 員

1の「目的」というところで言葉に拘ったんですが、「自治の基本的な事項を定め」の「自治」という言葉があまり定義しきれてないなという感じです。自治と言った場合、住民自治という意味だと思いますが、団体自治だってあるわけでその辺の難しいことなんですが、何を決めようとしているのかに関わってくると思うんですけど、それがはっきりしないなという意見でした。

次に2行目の「自立した自治体にふさわしい」の自治体を修飾する「自立した」という言葉の意味合い、どういう風に捉えるのか、これはいろいろ意見があるところですので、色んな解釈がありますから。なかで出た意見では財政的に自立したといってるのか、国からの自立したという意味か、自立するというのは何からの自立なのか、例えば極論ですが、横暴な市長がいて市長が好き勝手やるからそれを認めないという市民が中心になったという意味の自立なのか、色んな解釈があるからちょっとどうかなという表現の問題としてありました。

次に、やはり向こうのグループと同じところが議題になりまして、市民自治協議会についてのところで、今の意見を聞いて私の個人的な意見ですが自治体との関係については、私の理解するところでは既に話し合われた内容をまた遡っているのかなという理解で

す。何回前だったか分からないけど、その時も自治会と自治協議会 との関わりについて、議論があって意見はここでまとめられたこと が結論だったと理解するんですけど、また出てきたなという感じは します。

その時の理解では自治会も自治協議会に参加する一団体である という理解で、自治会の上に要求をかぶせたもんじゃないよという 理解だったと思います。ですから当然併存するという理解でおりま すけども。私どものほうの意見としては自治協議会が今回の大きな 基本条例の要な部分だろうと、これを表現するにこれを作らなけれ ばならないのか、これを作ることができるという表現の問題だけじ ゃなくて重要性の問題に関わってくるなと思います。それと関連し て向こうのグループと全く同じところで11から13が大きく話 題になりまして、12の①「市長が必要と認める事項について、市 長の諮問に応じ」云々書いてあるんですけども、これでは弱いんで はないかとつまり市長は自治協議会の意見を求めなければならな い、という風にしたらどうかと。②に「答申を尊重するよう努めな ければならない」と言葉と両方あるんですが、どちらを優先的に強 くアピールするかという問題と、13番の財政で当然そういうもの を各地域に作っていくとなればかなりのエネルギーがいるわけで すから、財政的な支援がいることは当たり前なわけで、この辺もし っかりとうたわないと、つくることができますよという文章だけを うたったところでそのものは立ち上がらないだろうと。かなり財政 的な支援が必要だということも意見が出てきました。

あとはつくることができるんだったら、ある地域はできるからある地域はつくれないかつくらないか、それではあれなんで全地域につくるようにしなければならないとする必要もあるんじゃないかという意見もありました。

また元に戻りまして、7、8の議会ついてですが、特に説明責任、情報公開提供というところで、これはどこまでいえるかどうかかりませんが、極論ですが議会は議決した内容を市民に説明しなければならない、これはマストという風にうたうことができるかどうかは別として、そういうところを強くうたってほしい。具体例として伊賀市と長野県の阿智村の例が出まして、そこでは議会で議決したことは議員がそれぞれの判断で議決した、議会の責任として予算とか事業が決定されているわけですから、そういうものを議員が市民に説明していると、そういう地域もあるという具体例がありました。

9番の最後の市民への周知というところで、あくまでも行政が案を出して議決したのは議会なんだから、議会は市民に説明しなさいと、説明できるように勉強しないといけないわけですけども、そういうことを強くうたったらどうかと。どこまでうたえるかは条例の中で制限があると思いますけどね。

あと一つ最初に出た質問の中で議会の公開ということをうたう

んだけど、これはどうなのという質問がありまして事務局に確認したら地方自治法第 115 条に公開の原則がありますよという説明がありましたので、基本条例の中で議会は公開するということに関して、そういう意味では再確認するということが含まれるんじゃないかという理解です。むしろ情報の共有というところが重きを為すんでないかと私の個人的な意見です。

同じことが次のページ②に「議員は、議会活動や市政に関する状況について、市民に説明するよう努めなければならない」と事務局案で出てますが、議会活動の重要なものは議決した内容ですからこういう言葉かなと思います。

16ですけども住民投票について、これが先ほどの協議会ともう一つの大きなポイントだと思いますが、資料として出された伊賀市の自治基本条例、これにも一項目きちんと住民投票の項目がしっかり掲げられてますので、やはりこれはしっかりとうたうべきではないかという風に思いました。こちらの意見ではそういうことでした。

## 菊本委員

ありがとうございました。

終了の時刻がせまってますが、ご意見がありましたらお一人ずつ...。

# Αグルー プ

# A 委員

すみません。ひとつ言い忘れてました。先ほど言われました12番の1の部分、市民自治協議会は、というところです。市の総合計画や策定という部分がありますが、自治協議会の役割というところに捉えられる可能性が高いので、この辺りの文章使いを検討していかないと市民自治協議会というものの明確性、役割を5番までですと市の総合計画だけやってればいいんじゃないという捉え方をしてしまうのでその辺りをどのような文章化するのかもっと検討していく必要があるのではないかと思います。今ここでは全て市長に関する形になってしまいますので。以上です。

# 菊本委員

ありがとうございました。

こちらのグループいかがでしょうか。もしコメントがあれば…。 では、最後コメントを菱田さんの方から折角なので頂きましょ う。

#### 菱田委員

いただいたご意見についていろいろコメントするほど勉強しておりませんでしたので、前回まではそちら側にいて皆さんのご意見を拝聴してたので、ここは条例とか規則の作り方についてトリビア的なですね雑感といいますか、情報提供を差し上げてコメントといたします。

最初に委員長からお話がありましたけど、第〇条とか第〇項とか第〇号というのは、どういう風に文章を書くべきかについて言及されましたが、この案というのは今のところ皆様に検討しやすいように箇条書きにしただけですので、第〇条とかいうのは文章で表現するのが普通です。第〇条、第〇項までは文章でいくんですけど、その次に第〇号とか片仮名のア、イ、ウになってくると体言止め、名詞止めで箇条書きにしていく、その方が読みやすいからという不文律があります。そのようなルールといいますか不文律に従ってこれから見直しをしていきたいと思います。

それからもう一つ言われたのが、敬語体か文語体かどちらかに統一すべき、今回はたまたま文語体であるがとおしゃってましたが、いろいろな自治基本条例をみておりますと、たいていの条例は文語体なんですが、基本条例だけは極めてユニークな位置づけだということをPRするために「です・ます」調ですね、敬語体で表現してあるものたくさんあります。ですのでうちもそういうことを検討していったらいいかと思います。普通はほぼ 99% 文語体ですので、敬語体がない中でこれがあると非常に目立ちます。

それから先ほどのお話の中でありましたが、議会の会議を公開と するという表現がありましたけど、これは自治法で決まっているの で、あまり繰り返し書いても意味がないとまではいいませんけど、 もっと上位法でできることと定めきれてないことを区別した資料 作り、大切ではないかというご意見頂きました。その通りだと思い ますのでそれに従った資料作りをできたらいいなと思っています けど、一言いいますとこれはどちらかというと市独自の憲法という 性格がありまして、皆さんご存じのように憲法というのは第2次世 界大戦後定着したもので、その前から明治憲法ありましたけれど既 存の戦前から続いておりました民法とかいろんな法律に矛盾しな い形で、なお且つアメリカの合衆国憲法の精神を取り寄せて微妙に ミックスして作ったのが今の憲法ですので、既存の法律とか上位法 と矛盾しない形でなお且つ新鮮なものどこまで盛り込めるかとい うのが検討していくためのポイントですので、時にこれ繰り返しじ ゃないか思わせる部分もあってもいいと思いますし、時にこれは斬 新だなという表現があってもいいと思います。そこらへんのことを 頭に入れて臨機応変に作っていくのはいいことかと思います。

それから最後に総合計画の件、ちょっとご意見聞かせていただきました。総合計画というのは全国どこの町でも必ずあるんですけどそれは地方自治法で定めなければならないと書いてあったためなんですが、平成23年度の夏に自治法が改正されまして 皆さん聞かれたことがあるかもしれませんが権限委譲、地域主権改革の名のもとにですね、極端にいえば総合計画作りたいなら作っていいですよ、作らないなら無しでもいいですよということで、作らなければならないという一文が削除されました。ですのでどっちでもいいということになってしまったんですけど、今まで長年の歴史とか慣習

から総合計画無しでよろしいという自治体は多分どこにもないと 思いますので、その根拠をどこかに定めなければなりません。その 受け皿としてこの自治基本条例、非常にいい器ですので総合計画と は何ぞや、それをどのように活用していくか簡単な表現でかまわな いのでこの自治基本条例の中にうたうとよろしいかと思いました。 以上が今回について感じた雑感ですので、もう少しまともなこと を次回から話したいと思いますので、ご容赦願いたいと思います。

# 菊本委員

非常に丁寧に解説して下さってありがとうございました。

もう時間がちょっと過ぎてますので、簡単にまとめさせてくださ い。一つポイントになるのはずっと続いてることなんですが、新し い自治組織を作るのか作らないのか、あるいは作るとすればどうす るのか、どこまで自治基本条例に盛り込むのかっていうのが会を重 ねるごとに逆にいらないんじゃないかという議論になりつつある なという感じがあります。ですのでもう一度市民自治協議会につい ては皆さん納得いくまでここの部分については別の会をとってお 話を頂く機会をとらなければいけないだろうなと明らかになって きてると思います。市民自治協議会の内容については議論をつめな いと条文化、あるいは骨子案も作れないという段階まで戻ってきて しまったかなという感がありますね。それからご指摘頂いてる内容 の中で、定義の部分がまだ不十分じゃないかというご指摘がいくつ か出てきています。この分科会の中では市民ということについては 皆さんにかなりご議論頂いたと思いますが、自治とか自立したとか 初回のほうで自治とはどういうことなのかワークショップして頂 いてる、具体的な自治の内容については議論頂いたんですけど、条 文のなかでどのように定義づけるかというのは実は定義としては 出てきてないという風なご指摘が出てきています。ここのところに ついては、事務局として提案していくか、会を定めて皆さんにご検 討頂く会が必要か整理させて頂きたいと思います。それから議会の ところですね、特にどういうところまで踏み込むか議論になるとこ ろで、踏み込めば踏み込むほどやはり議会の方でかなり紛糾するん で、自治基本条例では一つのポイントになる部分だと思いますの で、こちらのテーブルに出ていたようにある程度ぼやかした表現で 事務局提案で出てきているもので留めるのかということ、それから 公開のところも繰り返す必要がないんじゃないかとご意見があり ましたが、もっと踏み込んで例えば今日の事務局提案は議会は全て の情報を公開するという形だったと思いますが、他の自治基本条例 などでは例えば議会に関する全ての会議は原則公開とするといっ たような条文をおきているところもありますので、公開性を更に高 めるという意味で一歩踏み込んだ形で条文化するかについては少 し議論が必要なんだろうなと思います。皆さんのご議論の中でも議 会については時間とっておられたと思いますので、押さえておきた いポイントかと思います。

住民投票については非常に重要なポイントというのは、事務局でも考えていますので、今後皆さんと議論させて頂くことになろうかと思います。ざっとまとめ切れていませんけども、今日ご議論頂いた内容をもって次回以降少し整備していく形になるかと思います。やはり新しい市民自治組織をつくるかどうかというところで、この自治基本条例の性格が変わってくると思いますので、今後そこのところを事務局とつめて次回以降の分科会で皆さんにご議論頂くことしたいと思います。

長時間にわたってありがとうございました。

## 会 長

ありがとうございました。それでは最後になりますが、事務局から次回の開催日を含めて連絡をお願いします。できたら 11 月の予定も聞いていただけませんか。

#### (事務連絡)

・分科会開催日について第 14 回 平成 24 年 10 月 30 日 (火)第 15 回 平成 24 年 11 月 27 日 (火)

ありがとうございました。

本日の予定は、以上で終了しました。

これで「第13回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて 頂きます。

本日は、ありがとうございました。

(15:30 終了)